

【諮問第53号・第55号・第56号】

指導要録等の記載内容拒否の件（訂正）

4 川 個 審 第 1 5 号

平成4年10月9日

川崎市教育委員会

委員長 佐藤博磨様

川崎市個人情報保護審査会

会長 兼子 仁

個人情報訂正請求に対する拒否処分に関する不服申立て
について（答申）

平成3年2月25日付け2川教庶第904-8号をもって川崎市教育委員会委員長から
諮問のありました不服申立人、法定代理人の個人情報訂正請求
にかかる不服申立ての審査について、次のとおり一括して答申いたします。

1 審査会の結論

- (1) に関する川崎市立 小学校長作成の小学校指導要録（以下「指導要録」という。）の平成元年度分記載につき、「欠席日数」及び「備考」の記載訂正は認められないが、「訂正不服申立て」のあった旨を付記することが妥当である。「観点別学習状況」の訂正請求は認められない。[以上、当審査会諮問 53 号事件]
- (2) に関する長期欠席者実態調査票（平成元年度分）につき、欠席日数の訂正は認められないが、保存用調査票に「訂正不服申立て」のあった旨を付記することが妥当である。「欠席理由」を「コ」としたのは削除することが妥当である。[以上、当審査会諮問 55 号事件]
- (3) に関する長期欠席児童月例報告（平成 2 年 1 月～10 月分）につき、「学校側の措置」欄の記載訂正は認められないが、保存用報告書に「訂正不服申立て」のあった旨を付記することが妥当である。[以上、当審査会諮問 56 号事件]

2 不服申立ての趣旨および経緯

不服申立人（以下「申立人」という。） 、 法定代理人 ・ は、下記のとおり、平成 2 年 11 月 28 日に開示を受けた個人情報につき、川崎市個人情報保護条例（以下「条例」という。）14 条に基づき平成 3 年 1 月 17 日付けで訂正請求をしたが、同年 2 月 15 日付けで実施機関である川崎市教育委員会から請求拒否処分を受けたので、同年 2 月 19 日付けで不服申立てに及んだものである。

川崎市立 小学校の指導要録の平成元年度（第 4 学年）分につき、「欠席日数 70」を“同 74”に、「備考」の「欠席 70（…かぜ 17、登校を拒否 51）」を“同 74（…かぜ等病気 14、登校を拒否 57）”に訂正すること。 および「観点別学習状況」の記載を見直すこと。

長期欠席者実態調査票（平成元年度分）につき、「欠席日数 70」を“同 74”に、「欠席理由 コ」（その他の疾患）を“同 体罰のため”と、訂正すること。

長期欠席児童月例報告の「学校側の措置」欄につき、平成 2 年 1 月～6 月の「拒否傾向、連絡をとりあうが並行状態」を“担任教諭の体罰による登校拒否”に、同年 7・9・10 月の「登校拒否、親の理解が得られず並行状態」を“同、担任教諭による体罰のため”と訂正すること。

当審査会の審理において、申立人側は、実施機関が平成 3 年 3 月 30 日に提出した理由説明書に対し、同年 8 月 31 日付けで意見書を提出するとともに、平成 4 年 2 月 15 日、申立人本人と法定代理人母親および復代理人 2 名が 3 事件を一括して口頭意見陳述を行ない、かつその要旨を文書にして提出している。

3 審査会の判断

当審査会は、3事件における申立人側と実施機関の各主張の対立点である各争点に対し、一括審理の結果、以下のように判断する。

(1) 申立人の長期欠席の理由ないし状況の記載をめぐって

ア 諮問 56号 [上記1の(3)]にかかる長期欠席児童月例報告の「学校側の措置」欄において、上記(2の)のとおり、現記載が、長期欠席の状況ないし学校側の対応につき、「連絡をとりあうが親の理解が得られず並行状態」といった趣旨であるのを、申立人側は、「担任教諭の体罰が要因で登校拒否」にいたったもので親は学校の責任自覚を求めているのだという立場から、訂正を請求している。それに対し実施機関(教育委員会)は、「学校としては誠意をもって対応してきた」という立場から、現記載を真実と主張している。

がんらい条例14条に基づく訂正請求は、「本人の個人情報の記録について事実の記載の誤りがあるとき」に限ってなされうる。ここで、「事実の記載の誤り」とは、個々に捉えられうる個別の事実について比較的容易に真実でない認められる場合であって、評価的に記述された事実状況全体について記述が不当であるという場合は含まないものと解される(記載の不当を理由とする訂正請求は条例上認められていない)。

本件上記の記載は、まさに、個別事実ではなく評価的に記述された事実状況全体を意味しており、訂正請求は学校側の評価的記述の不当を理由とするものであると見られるので、請求どおりの訂正は認められないと言わなければならない。ただし、学校側と親とが連絡をとりあったか否かなど、個別事実に当たる部分も含まれ、申立人の登校拒否をめぐる事実関係については、当審査会の別件答申(平成3年9月12日、学校内事故報告書一部訂正拒否不服事件)において申立人側主張文書の添付による訂正措置を妥当とした経緯にかんがみると、本件の長期欠席児童月例報告の保存版に「訂正不服申立てあり」といった付記をすることが適当であり、そのかぎり付記訂正を認めることが、本件に対する条例14条(訂正請求権)の適用として妥当と判断される。

イ 諮問 55号 [上記1の(2)、2の]にかかる長期欠席者実態調査票(平成元年度分)において、「欠席理由 コ」との記載につき、実施機関が、「耳鼻科への通院、かぜ、登校を拒否など欠席理由を総合的に判断した結果」としているのに対し、申立人側は、身体的理由の欠席はわずかで大半は“体罰のため”の欠席であるからそのむね明記してほしいと求めている。

たしかに、「欠席理由 コ」は、調査票様式において「身体傷病」の一種で「その他の疾患(眼・耳・鼻等)」とされる項目であるから、実施機関も別途51日の登

校拒否日数を認めている本件については、明らかに誤った理由項目であると言わざるをえない。ところが同様式においては、欠席理由の項目として、「本人によるもの」のうち身体傷病のほかは「学校ぎらい」など、あとは「家庭によるもの」が挙げられているだけであって、学校生活に起因する登校拒否のケースをすべて本人の「学校ぎらい」に当てはめる以外に適当な項目が存しない。したがって本件調査票の保存版の訂正としては、たんに欠席理由「コ」の記載を削除することが妥当と判断される。なお、申立人側からの“体罰のため”という記載の求めは、追記の要求であって、前記の削除により誤りが是正される以上、訂正請求権の域をこえ出るのであって認められない。

(2) 申立人の欠席日数の訂正について

ア 諮問 55 号にかかる長期欠席者実態調査票（平成元年度分）において、「欠席日数 70」と記載されていることにつき、申立人側は、教師体罰に起因する長欠であるという見地から、内訳を示して欠席日数は 74 日にのぼると主張し、実施機関は、出席簿等にてらして現記載に誤りはないとしている。

たしかに欠席日数は個別事実の集積であるが、本件におけるように学校生活に起因した登校拒否・長欠のケースにあっては、過去の学年での出欠日数の認定は難事と目され、前記別件答申との関連から、ここでも「訂正不服申立てあり」といった付記訂正とすることが相当と判断される。

イ 諮問 53 号〔上記 1 の(1)、2 の 〕にかかる指導要録の平成元年度分につき、実施機関が出席簿等にてらして誤りでないとする現記載を、申立人側は正しくないと主張する。申立人側によれば、「欠席日数 70」は“同 74”であり、「備考」欄の欠席「70（耳鼻科へ通院 2、かぜ 17、登校を拒否 51）」は、“同 74（同上、かぜ等病気 14、登校を拒否 57）”であるという。

この点についても当審査会の判断は、上の（ア）と同一である。

(3) 指導要録中の各教科学習状況の評点について

諮問 53 号にかかる指導要録の「各教科の学習の記録」のうち「観点別学習状況」の第 4 学年・体育の「運動・保健に対する関心・態度」に＋印が付されていることにつき、申立人側は本件の体罰・登校拒否の経緯から誤記ではないかと見直しを求め、それに対し実施機関は「客観的判断になじまない事項」ゆえ訂正請求はできないと答えている。

当審査会も、指導要録等における学校の教育評価の記載を不当として訂正を求めることは、条例上の訂正請求権の範囲をこえ出るもので認められないと解する。